

相談・受診の目安が更新されました

(5月15日時点)

※詳しくは、市ホームページをご覧ください

問い合わせ 健康増進課 (☎85-6168)

次のいずれかに該当する場合は、すぐに相談を

▶ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある場合

▶ 重症化しやすい人^(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPDなど)などの基礎疾患がある人や透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている人

▶ 上記以外の人で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない人も同様です。)

妊婦の人は…

念のため重症化しやすい人と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターなどに相談してください。

子どもは…

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで相談してください。

相談は春日井保健所(帰国者・接触者相談センター)へ

電話番号 ☎31-2189

受付時間 平日 午前9時～午後5時 夜間・土・日・祝日 オンコール(24時間) 体制

「自宅待機となった場合は」 緊急時生活支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染者および濃厚接触者で保健所などから自宅待機の協力を求められている人に対し、買い物の代行等支援を実施します。

問い合わせ 地域福祉課(地域見守りホットライン) ☎85-6196

生活支援や事業継続のため、国における特別定額給付金(一律10万円)の支給や愛知県における事業者への休業要請に対する協力金の交付などが決定され、春日井市においては独自の支援策として、事業の転換や新たな事業を始められる事業者の方への準備のための補助金の交付、水道の基本料金を6か月間免除するなどを決定し、さらに

5月31日までとなっていた国の緊急事態宣言は、自粛と活動再開の狭間の中で、愛知県をはじめ新たな感染者が少ない県は5月14日に解除されました(愛知県独自の緊急事態宣言は5月25日まで)。これまで、新型コロナウイルス感染症の拡大により、不要不急の外出の自粛、公共施設の閉鎖や商業施設などの休業要請が行われ、日常生活への影響はもとより、経済への打撃は計り知れず、先の見通しがつかない状況となっております。



「高名の木登り」「百里の道も九十九里をもって半ばとす」ということわざがあります。決して気を緩めることなく一人一人が手洗い、うがいの励行やマスクの着用、3密を避けるなど、日々の生活行動を徹底することで克服できると思っています。

「高名の木登り」「百里の道も九十九里をもって半ばとす」ということわざがあります。決して気を緩めることなく一人一人が手洗い、うがいの励行やマスクの着用、3密を避けるなど、日々の生活行動を徹底することで克服できると思っています。そして、一日でも早くワクチンや治療薬の開発が進められ、PCR検査体制の拡充や検査キットの普及などへの課題が克服されることを願っております。

緊急事態宣言
解除後も警戒を